

第 32 号 議 案

契約の締結の一部変更について

令和 2 年 3 月 19 日に締結された高田南宅地整備事業に係る契約中契約金額「4,962,237,500円」を「5,148,652,300円」に変更するものとする。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

高田南宅地整備事業について、公共工事設計労務単価等の変動、土工事をはじめとした諸数量の見直し等により、請負代金額の変更契約を行うものであるが、このことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。